平成２３年（フ）第６３号
青森市中佃１丁目９番24号
債務者　伊藤　洋子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６５８号
大阪府交野市妙見坂１丁目27番９号
債務者　平　　啓
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７９号
大阪市東淀川区東淡路１丁目５番４―714号
債務者　河合　亜樹
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７号
愛知県豊橋市弥生町字松原28番地の２
債務者　原田　浩伸
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１００４号
千葉県茂原市茂原643番地１
破産者　株式会社ヨシダキネン
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２０３号
千葉市若葉区多部田町755番地の14
破産者　有限会社インテリアタケダ
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２０４号
千葉市若葉区多部田町755番地の14
破産者　武田　輝夫
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３１号
千葉県茂原市東茂原９番地124
破産者　木幡　了一
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第８７号
福井市河合寄安町第５号４番地の２
破産者　ターニング合資会社
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３７号
福井市春日１丁目７番13号
破産者　ＯＫＩＤＡＩ株式会社
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９０２号
名古屋市南区七条町３丁目４番地の８
破産者　株式会社ショーリツ創建
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４３２号
名古屋市熱田区沢上２丁目９番10号
破産者　ミシナ鐵工株式会社
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６６４号
名古屋市千種区池下１丁目４番15号
破産者　株式会社ふぁむあんふぁん
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４４５号
名古屋市西区長先町46番地、登記簿上の住所
愛知県弥富市五之三川平３丁目14番地
破産者　有限会社大栗工業所
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１０８号
名古屋市西区中沼町182番地
破産者　有限会社近藤商会
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７号
三重県尾鷲市古江町637番地の10
破産者　古江漁業協同組合
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第３８号
三重県尾鷲市中央町６番38号
破産者　増栄水産有限会社
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２１年（フ）第１８０号
青森県下北郡東通村大字白糠字赤平452番地１
破産者　有限会社相誠建設
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７５号
長野県伊那市荒井4008番地２
破産者　有限会社石匠唐木
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第１１０号
岐阜県瑞浪市寺河戸町1193番地の４
破産者　牧野　幸子
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第６６５号
静岡市駿河区南町19番26号
破産者　有限会社四季ノ里
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部